

○公金運用実績

深谷市では、「深谷市公金管理方針」に基づき、安全性の確保、流動性の確保、効率性の追求を公金管理の原則とし、公金の保管及び運用に努めています。

歳計現金、歳計外現金及び基金の運用実績は、次のとおりです。

平成26年度

資金名	平均残高（円）	運用収入（円）	利回り（％）
歳計現金	5,362,532,171	1,432,125	0.027
歳計外現金	1,017,226,096	251,084	0.025
基金	16,969,926,306	53,540,236	0.316
合計	23,349,684,573	55,223,445	0.237

平成27年度

資金名	平均残高（円）	運用収入（円）	利回り（％）
歳計現金	5,581,015,820	2,642,413	0.047
歳計外現金	998,626,208	285,290	0.029
基金	16,339,915,439	148,101,225	0.906
合計	22,919,557,467	151,028,928	0.659

平成28年度

資金名	平均残高（円）	運用収入（円）	利回り（％）
歳計現金	3,840,853,327	308,369	0.008
歳計外現金	1,015,630,764	196,071	0.019
基金	18,782,601,455	233,640,975	1.244
合計	23,639,085,546	234,145,415	0.991

平成29年度

資金名	平均残高（円）	運用収入（円）	利回り（％）
歳計現金	3,639,282,070	187,388	0.005
歳計外現金	1,023,007,766	113,207	0.011
基金	20,961,809,614	78,691,853	0.375
合計	25,624,099,450	78,992,448	0.308

平成30年度

資金名	平均残高（円）	運用収入（円）	利回り（％）
歳計現金	2,649,672,577	36,048	0.001
歳計外現金	1,006,509,039	229,368	0.023
基金	23,532,285,103	53,985,432	0.229
合計	27,188,466,719	54,250,848	0.200

## 令和元年度

資金名	平均残高 (円)	運用収入 (円)	利回り (%)
歳計現金	161,127,107	32,069	0.020
歳計外現金	1,018,602,473	99,952	0.010
基金	24,379,594,955	64,552,534	0.265
合計	25,559,324,535	64,684,555	0.253

## 令和2年度

資金名	平均残高 (円)	運用収入 (円)	利回り (%)
歳計現金	2,604,188,917	47,171	0.002
歳計外現金	1,021,321,489	110,195	0.011
基金	24,078,246,103	47,493,405	0.197
合計	27,703,756,509	47,650,771	0.172

## 令和3年度

資金名	平均残高 (円)	運用収入 (円)	利回り (%)
歳計現金	4,239,848,016	45,818	0.001
歳計外現金	1,096,121,286	320,908	0.029
基金	25,008,037,496	54,751,801	0.219
合計	30,344,006,798	55,118,527	0.182

## 令和4年度

資金名	平均残高 (円)	運用収入 (円)	利回り (%)
歳計現金	6,215,524,413	70,075	0.001
歳計外現金	1,107,922,062	872,772	0.079
基金	26,695,974,287	89,196,740	0.334
合計	34,019,420,762	90,139,587	0.265

## 令和5年度

資金名	平均残高 (円)	運用収入 (円)	利回り (%)
歳計現金	4,897,434,895	148,829	0.001
歳計外現金	1,135,797,557	345,571	0.030
基金	30,931,037,980	59,616,226	0.193
合計	36,964,270,432	60,110,626	0.163

**【注意事項】**

- (1) 「歳計現金」とは、一般会計及び特別会計に属する現金のことです。日々の支払いに充てる資金ですので、支払いに支障を来たさない範囲で運用しています。
- (2) 「歳計外現金」とは、「歳計現金」に属さない現金のことです。支払い時期等を勘案して、支払いに支障を来たさない範囲で運用しています。
- (3) 「基金」とは、深谷市の各基金条例により、特定の目的のために資金を積み立てるための基金（積立基金）又は特定の目的のために定額の資金を運用する基金（運用基金）を設けています。各基金の設置目的並びに積立て及び処分の計画等を勘案して運用しています。
- (4) 平均残高について、各年度の算出方法を変更したため、過去掲載していた数値に変更が生じています。